

<質問1> 就労支援期間が過ぎた場合は、どのような支援を受けられるでしょうか？

<回答>

• これは、「就労移行の2年間で就労できなかった場合は、どうなりますか？」という意味かと思えます。これには、3つのパターンが考えられます。

①. 自分には就職はムリで、この先しばらくは就職をめざさないという場合。

→安心して通所できる次の通所先を探して、何ヵ所かで見学・実習をしたのち移籍します。

（就労継続A型、B型、地域活動センターなど）

→中には、「ほかも見ただけど、しばらく自宅待機が良い」と判断される方もいます。

②. 2年の期限が来てしまうけれど、どうしてもIピリープから就職したい（ほかに行きたくない）という場合

→1年延長が取りやすい、横須賀市、川崎市などにお住いの人は、今までの就労支援実績を報告書に書いて延長申請を行います。認められれば1年延長ができます。延長期間でも就職できなければ2年目延長はなく、①か③か下の体験利用になります。

→就労支援実績がほとんどない方は、体験利用での通所となります。

横浜市の場合は、コロナによる影響で1年延長が取れる場合もあります。

③. 2年を待たず、自分は就労圧の強い新横浜ではツライ、自分のペースが良いという場合

→どこかのタイミングで、就労移行を中断して高島町の自立訓練（2年）に移ります。

そのまま高島町ですごし、自分のタイミングで高島町からの就職、または新横浜に顔を出しての就職、新横浜に再度移っての就職などが考えられます。

（高島町は難しい人が多いのでベテラン職員がいて、条件が合えば就職できます）

→また高島町に通うことで気持ちが安定して、①のように就職よりも自分に合った居場所を探す人もいます。

<質問2> うまく就職できた場合の支援は、本人が納得するまで支えていただけるとの事ですが、  
期間はありますか？

<回答>

• 本人が「もう大丈夫です」というまでが期間ですが…。強いて言えば、この先、法律（障害者総合支援法など）が変わる、Iピリープの管理者（職員）が変わる、高等専修の方針が変わるといった場合に、定着支援や就労支援の方針が変わることが考えられます。

<質問3> グループホームは、どのような場所がありますか？→どのようなとは、発達レベルの心配です。一人暮らしをさせる場合は、支援を受けられるかも心配です。

<回答>

- 横浜は全国でもトップクラスのグループホーム（GH）先進地域で、様々なグループホームがあります。（甲方は、身体の方、知的・発達の方のGHで 計 9 年間 職員経験があります）
- \* 横浜市内のGHは「障害福祉のあんない」の巻末に掲載され、市のHPから確認できます。

#### 【基本情報】

- 基本的に、昼間の活動先が決まっていない人は利用できません。したがって、就職や日中活動施設への通所が軌道に乗ってから、GH入居を考えるという手順となります。
- 入居者は5～6人が多いですが、8人の所や1階が男性、2階が女性という所もあります。  
一軒家タイプ、アパートタイプ、サテライトタイプ（ホームから少し離れた場所に1～2人で住んでいて、そこと本体とで1つのGH）があります。約8割が一軒家タイプです。
- 入居者の居室は4畳以上の個室と決まっています、その他に職員の部屋、共用の居間、台所、トイレ、風呂、洗濯スペース、防災素材やスプリンクラーの設置等も義務付けられています。
- 自立することを目標に入居した人が多く、就労収入＋障害基礎年金、作業所工賃＋障害基礎年金＋生活保護費、作業所工賃＋親の仕送り（年金は親が管理）、で生活しているパターンがほとんどです。
- 家賃は横浜市などから半額補助金が出ます。食費等を合わせて月6～8万円台が普通です。
- 職員（世話人）が、宿直で常時対応できるホームと、深夜は居なくて緊急時は電話呼び出しというホームがあります。

#### 【入居者層による違い】

- 身体障害の人中心、知的障害の人中心、精神障害の人のみ、入居者全員が就労している、入居者全員が同じ法人の福祉施設を利用・・・というように、共通点のある人たちが一緒に暮らしているホームがほとんどです。障害の程度は、GHによって様々です。

- ① それは障害者のGHが、社会福祉法人や親の会などの有志がNPOを作って、「この当事者が暮らせる場所を作らざるを得ない」「本人の自立を支えるホームを」という、必要に迫られて作られて来たからです。
- ② 一方で、高齢者のGH（助成金は障害者GHの4～5倍です）は、ニチイ、ツクイといった大手株式会社やベンチャー企業がビジネスとして行い、規制緩和によって障害者GHにも

進出しています。企業が助成金の少ない事業で効率を優先させ、1 ホーム 10 人×2 フロアと高齢者施設のような大型施設に宿直職員 1 人、金銭管理は行わず、負担金が月 9 万円台という GH の入居者募集 FAX が、時々届いています。

- GH への入居は、できて間がないホームで定員に達していないか、一人暮らし、実家に戻るなどで空いた部屋に、体験入居を経て正式入居となります。

#### 【一人暮らしへの支援】

- 東京では、「通勤寮といわれる 3 年通過型の施設」が昔から進められていて、日中は就労し、3 年で一人暮らしを目指すという形が定着しています。一人暮らし支援には、各区に「自立生活支援センター（CIL）」があって障害当事者も含めて運営され、各相談やヘルパー派遣事業も担っていますし、通勤寮のイベント参加や職員とのつながりも続いているようです。
- 神奈川県では、そうした動きは各法人単位で行われていますが、東京のような自立のための通貨型施設は少なく、GH が充実しているせいか、10 年 20 年と同じ GH で生活している人が大多数です。「自立生活支援センター（CIL）」は、身体障害者向けが 3～4 カ所くらいしかありません。
- 一人暮らしへの支援としては、自立生活アシスタントが各区に 2 名配置され、基幹相談支援センターや相談支援専門員（福祉に通所の人は計画相談として）の支援や、成年後見制度による金銭管理等があります。発達系の方は、当事者同士で結婚している方も含めて、家族や親戚、出身法人の近くのアパートで暮らす人が多いです。

<質問 4> 自立訓練の I ビリーブ高島町、見学もできますか？

<回答>

- もちろん見学、実習ができますが、新横浜のように、大勢での見学は受けていません。
- I ビリーブ新横浜（就労移行）は、①新横浜が第 1 希望の人、②企業就労や進学が第 1 希望で、ダメだった時の保険でという人、③まだはっきりしていないという人、など幅広い方たちの見学、実習を受けているため、本人・保護者まとまっての見学と意見交換会を行っています。
- それに対して I ビリーブ高島町は、人に慣れていない（人が苦手な）方が多く、見られることを嫌います。また広さが新横浜の半分しかないため、来客者はキッチンのほうで話した後は、早めに相談室などに移動しています。

\*ですので、見学はひと家族のみ、またはご本人と先生のみとしています。「ほぼ利用しないけど一応見るだけ見ておく」という人は、ご遠慮いただいています。「高島町なら安心」という人には、大切に対応させていただきます。先生と情報共有をしたいので、担任の先生を通じて見学等のご依頼をお願いします。

<質問5> 担当者を選べるということですが、決定までに全職員と会う機会があるのですか？

(保護者も) また、どれくらいの期間で決定するのですか？

<回答>

•【保護者が全職員に会う機会】

\*保護者（Iビリーブでは「ご家族」と呼びます）が、入所までにIビリーブ新横浜か高島町に来る機会は、次の3回です。①見学時、②実習評価会、③契約面談。Iビリーブ外で職員と会うのは、④役所での認定調査、⑤1号館3階での入所式（4月最初の平日）となります。

\*この場合、①②③は、ある程度慣れた職員が、1～2名でご説明や面談等を行います。

Iビリーブ内で行いますので、ほかの職員がいれば見ることができます。

④は、基本的に①②の時と同じ職員が市区役所に行くことが多いです。

⑤の入所式は4月最初の平日に1号館3階で、午前に新横浜、午後に高島町の順で行います。

どちらの入所式でも全職員が参加しますし、自己紹介の時間もあります。

•【担当職員を選ぶまでの期間】

\*4月から正式利用する人の場合、3/31までに、Iビリーブとの契約面談を済ませなければなりません。契約面談では、「①利用開始前 個別支援計画」を立て、「②フェイスシート、同意書」等の説明をし、「③サービス利用契約書」と「④重要事項説明書」を取り交わします。この①を担当した職員が、最初の4.5.6月の担当職員となります（この人は選べません）。

\*そして6月に「第1期 個別支援計画」作成の面談（個別支援面談）が行われますので、5月下旬に「⑤個別支援面談の案内」「⑥利用開始前計画書の振り返りシート」「⑦これからの頑張りたいシート」「⑧担当職員希望表」「⑨面談日程調査票」をお渡しします。

\*期日までに ⑥⑦⑧⑨をご記入の上、提出してもらい、⑧で第1期の担当職員が、⑨で面談日時が決まります。

\*また⑧の担当職員とご本人で、⑥⑦について事前面談をして、「第1期 個別支援計画(案)」を作成します。⑨の日時に個別支援面談が、「ご本人、ご家族（欠席でも可）、担当職員、サービス管理責任者（片野か甲方／入らないこともあります）」で行われます。

\*この手順で、3か月ごとに⑤⑥⑦⑧⑨をお渡しして、その都度必要事項のご記入と担当職員を相談して決めていただきます。個別支援面談は1年目の6、9、12、3月に実施。2年目は5、8、11、2月に実施します。どのタイミングで、担当職員を変えていただいてもかまいません。

※これらを文章から理解するのは大変ですので、パワーポイントで説明用資料ができています。

『2022年度「Iビリーブ新横浜」ご利用までの流れ』

『2022年度「Iビリーブ横浜高島町」ご利用までの流れ』

『個別支援計画面談について』など。実習を予定している3年生には事前配布しています。

配布や説明の時期は、高等専修学校側と検討させていただきます。

<質問 6>雇用形態の一覧を見ると、パート社員や会計年度職員がほとんどで、常に職を失うことの不安があるのではないかと、心配を感じました。そうではないのでしょうか？

<回答>

・Iビリーブからの就職者にパート社員等の非正規社員が多いのは、

- ① 障害者雇用（中途採用）では正社員の求人が少なく、電話対応、専門知識、社会人経験など要求水準が高くて、応募もできない状況が多いこと。（とても狭き門です）
- ② 雇用側が障害者雇用率（2.3%）達成に向けて、働く緊張感、対人面、体力面での障害社員の不安に配慮する形で、20時間からのスタートや支援機関との相談など、「できることからやってもらおう」とする、応募者寄りの現場が増えていること。
- ③ Iビリーブでは、就職活動が初めてか2回目という人が多く、自分ができる仕事で就職して、職員の定着支援を受けながら、仕事を覚えて続けていこうという人が多いこと。  
（強気で正社員オンリーの人も、まず受かってから正社員登用を目指す、現実路線に転換）

などの理由によります。②と③は、需要と供給のバランスがとれていて、身の丈に合った仕事に就いて、少しずつ自信をつけながら、3か月、6か月、1年と続ける中で徐々に戦力となり、長期就労の道が開けます。

・ここまで支援機関と共に大切に育てた障害社員を、会社都合で解雇することはめったになく、退職理由は、体調不良や「治まらないプライド」などの自己都合によるものがほとんどです。

Iピリブからの就労者では、工場が閉鎖となって多くの一般労働者とともに、転職準備金をもらって辞めた1名のみが会社都合での退職です。

※厚生労働省が発表した「令和3年 障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業に雇用されている障害者の数は597,786.0人で前年より3.4%増加し、過去最高を記録しています。障害者の実雇用率は**2.20%**、法定雇用達成企業の割合は47.0%となっています。

<追加資料> **障害者雇用での雇用形態と賃金について**

\*平成30(2018)年度障害者雇用実態調査より

	就労中の人 *クローズを含む	正社員率	月額平均賃金(単位:万円)			
			30時間以上	20時間以上 30時間未満	20時間未満	全平均賃金
身体障害者	423,000人	52.5%	24.8万円 (79.8%)	8.6万円	6.7万円	21.5万円
知的障害者	189,000人	19.8%	13.7万円 (65.5%)	8.2万円	5.1万円	11.7万円
精神障害者	200,000人	25.5%	18.9万円 (47.2%)	7.4万円	5.1万円	12.5万円
発達障害者	39,000人	22.7%	16.4万円 (59.8%)	7.6万円	4.8万円	12.7万円

\*2019年の日本の平均年収は約432万円、障害者の平均年収は約220万円(週30時間勤務)。上の表は全国平均です。各都道府県で最低賃金が違うので、神奈川県より低く出ていると考えられます。

\*2021年3月での、日本全体の正社員率は約60%です。

\*障害を持つ人の中には、<質問6>の②③や体力、体調の関係で、週30~40時間の正社員を希望しない人がかなりいると考えられます。

\*働きながら、障害年金(基礎年金2級で年額777,800円)も受給している人もいます。

(出典:DI-AGENT「障害者雇用で正社員になるには」)